様式第３（第73条関係）

信託目録		調製	予備
番号	受付年月日・受付番号		
一　委託者に関する事項			
二　受託者に関する事項			
三　受益者に関する事項			
四　信託条件			

○経済産業省令第七十六号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和六年経済産業省令第四十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣　武藤　容治

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　試掘
　第一節　試掘の許可
　　第一款　特定区域の指定及び特定区域における試掘の許可（第二条―第八条）
　　第二款　特定区域以外の区域における試掘の許可（第九条）
　　第三款　許可試掘区域の増減等（第十条―第十三条）
　第二節　試掘権
　　第一款　公衆の縦覧に供する期間（第十四条）
　　第二款　試掘権の放棄の届出（第十五条）
　第三節　試掘の実施等（第十六条―第二十二条）
　第四節　保安
　　第一款　試掘者の義務等（第二十三条・第二十四条）
　　第二款　自主的な保安（第二十五条―第三十一条）
　　第三款　工事計画及び検査（第三十二条―第四十二条）
第三章　貯留層の探査（第四十三条―第五十四条）
第四章　土地の使用（第五十五条―第六十二条）
第五章　雑則（第六十三条―第六十五条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）及び貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和六年経済産業省令第七十四号）において使用する用語の例による。

第二章　試掘

第一節　試掘の許可

第一款　特定区域の指定及び特定区域における試掘の許可

（実施要項に記載する事項）

第二条　法第三条第五項第六号の経済産業省令で定める事項は、同項第一号から第五号までに掲げるもののほか、特定事業者（同条第一項に規定する特定事業者をいう。）の募集に必要な事項とする。

（緊急を要する特別の事情）

第三条　法第三条第六項ただし書の経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情は、次に掲げるものとする。

一　エネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度の低減その他公共の利益の増進を図るために、緊急に試掘を行う必要があると認められる事情

二　その他前号に掲げる事情に準ずると認められる事情

（試掘の許可の申請）

第四条　法第四条第二項の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を法第三条第五項第四号の募集の期間内に経済産業大臣に提出しなければならない。